

逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補選定委員会
第1回会議 議事録

- 日 時 平成30年9月14日(金) 18:30～20:30
- 場 所 市役所5階第2会議室
- 出席委員 志村委員長、高橋副委員長、長坂委員、深澤委員
- 欠席委員 なし
- 事務局 市民協働部 芳垣部長
市民協働課 石井課長、中川係長、荒木主事

■会議の公開・非公開 公開

■傍聴者数 0名

■記録 荒木主事 平成30年10月16日作成

■次第

- 1 開会
- 2 委員の委嘱
- 3 挨拶
- 4 委員紹介
- 5 正副委員長の互選
- 6 議事

(1) 諮問第6号 逗子文化プラザ市民交流センターの指定管理者の評価について

(2) その他

7 閉会

■【事前送付資料】

資料1 逗子文化プラザ市民交流センター条例

資料2 逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補選定委員会規則

平成27～29年度逗子文化プラザ市民交流センター指定管理業務報告書等(電子のみ)

■【当日配布資料】

次第

委員名簿

資料3 逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則

資料4 指定管理者の評価概要

資料5 逗子文化プラザ市民交流センター次期指定管理者選定スケジュール(案)

資料6 指定管理者業務評価表(案)

- 資料 7 ①平成 27～29 年度逗子文化プラザ市民交流センター指定管理業務報告書等
②指定管理に関する基本協定書及び変更協定書
③平成 27～30 年度市民交流センター事業計画書等
④逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者公募提案書

■議事

1 開会

2 委員の委嘱

3 部長挨拶

(部長) この度は委員に就任いただき感謝申し上げます。当委員会については、平成 27 年度より逗子文化プラザ市民交流センターの指定管理者に指定した株式会社パブリックサービスについて、この 3 年間における指定管理運営状況の評価について審議し、その結果を答申して頂くこととなる。委員の皆様方に何卒よろしくお願ひ申し上げます。

4 委員紹介

5 事務局紹介

6 定数確認

7 会議内容の録音について説明

(事務局) 議事概要作成のための記録用に録音する。議事概要作成後は消去する。

8 正副委員長の互選

(事務局) 『逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補選定委員会規則』第 5 条第 1 項の規定により委員長の選出を行う。自薦、他薦いずれでもよいが、いかがか。

(深澤委員) 前回の指定管理者選定委員会で、志村委員長が非常にスムーズに進行してくださり、高橋副委員長は市民活動の実践現場で市民活動団体の先導役としてご活躍されているので、参考になることが多い。2 人とも有識のレベルの高い、最良のメンバーである。是非今回もこの 2 人をお願いしたい。

(事務局) それでは委員長を志村委員に、副委員長を高橋委員に推薦するご意見があったが、いかがか。

(全委員) (異議なし)

(事務局) これより先の進行は委員長にお願いする。

9 議事

(志村委員長) 客観的に評価していきたい。傍聴について確認する。本日の委員会では、個人情報等、特に秘すべき内容を取扱うものでないことから、本市の情報公開条例の規定により、会議の傍聴を認めることとするが、異議はないか。

(全委員) 異議なし

(事務局) 傍聴者の有無の確認。傍聴者 0 人

(志村委員長) 現在、傍聴希望者がいないため、希望者があり次第、入場していただく。次に、資料の確認を事務局から願います。

(事務局) 市長からの諮問書の写しを配付する。

(1) 諮問第6号 逗子文化プラザ市民交流センターの指定管理者の評価について

(志村委員長) 『諮問第6号逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者の評価について』について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 諮問書について説明する。逗子文化プラザ市民交流センター指定管理の中間評価についての逗子市長からの諮問である。諮問理由はそれぞれ、平成27年度から指定管理者に指定した株式会社パブリックサービスについて、指定期間の中間においてこれまでの管理運営状況の総括的な評価を行うことで、指定管理者における今後の業務改善につなげるとともに、次期指定管理者を選定するにあたり、仕様書の作成や、募集要件等を定めるにあたり、基礎的な判断材料にするための、2つの審議内容になる。全体スケジュールについては資料4及び5に記載している。

(志村委員長) 通常の業務と並行しての準備になるので、現指定管理者がなかなか大変そうである。質問などあればお願いしたい。

(長坂委員) 今回の委員会の目的の1つは中間評価、もう1つは次期指定管理者候補の選定という2つの役割と考えてよろしいか。

(事務局) そうである。評価については年内12月まで、次期指定管理者の選定に係る作業は来年度の4月～7月にかけて願いますようなスケジュールである。

(高橋委員) 選定委員のメンバーは後半の次期指定管理者の選定の内容になった場合も変わらないのか。

(事務局) 今のところ、変更の予定はない。

(深澤委員) 委員の定員は5名となっているが、現在の4名から5名に増やす予定はあるか。

(事務局) 今年度は予算上が4人なので、5名に増やす予定はない。先にスケジュールを説明させていただいたが、次に評価そのものについて説明させていただく。資料4の表面に逗子文化プラザ市民交流センターの評価の概要をまとめている。今回の中間評価の目的は、諮問のとおり、指定管理期間の中間期における総括的な評価を行うと伴に、後半期の業務の改善を目的としている。評価の対象について、施設は、逗子文化プラザ市民交流センター、指定管理者は、株式会社パブリックサービスである。1者で指名している。指定期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までである。次の項目が、事務局が考えた評価の方法の案である。まず、大きな流れとしては、指定管理者に自己評価というものを、平成26年度の指定管理者選定の際に、指定管理者から提案された提案書の内容をベースに、当時提案した内容が今どれだけできている

のかという評価をしていただき、それを委員の皆様にも外部の2次評価をしていただき、それを取りまとめたうえで、全体としての評価を決定していくというものである。

2つ目としては、書面だけでは判断しづらい部分もあるので、現地の確認と現在の指定管理者に対するヒアリングも合わせて行う。それらをまとめて、最終的な報告書にするというのが大まかな流れである。

資料7をご覧ください。資料7④が公募の際の提案書である。5年間の実施計画が書かれている。役所の業務なので、どうしても単年度で同じ業務を繰り返すことが多い中で、この提案資料では階段を上がっていくようなイメージで、初年度から翌年に違いがあるのが他の施設と異なる部分かなと思う。市民交流センターの収支については、ホールや体育施設などと異なり利用率を上げて成果を上げるという性質とは異なるのではないかと考えている。提案書をベースとして、これらから抜き出すように案を作ったものが、資料6である。管理業務の基本から自由提案までである。全体のフレームとしてはこのような案を考えている。まずは自己評価を見ていただき、世の中として妥当なのかどうかをご判断いただきたい。

(志村委員長)特に利用者の評価が大事である。ユーザー側の意見や声を反映できる余地はあるか。それとも今回の評価では不要なのか。とはいえ時間もあまりない。

(深澤委員)今回事前に配られた資料の中で、利用者のアンケートの結果があった。総括として交流センターに対しての評価であって、指定管理者に対する評価ではない。今回の評価主体が指定管理者であるが、市民から得られたアンケート結果の中にも両方に対する意見であることが暗に意味している。

(委員長)アンケートについてはどのように実施され、整理されているのか。

(事務局)資料7①の報告書の27年度冊子の16ページをご覧ください。こちらに3月にとった利用者のアンケートの結果が載せられている。同様のものが、平成28年度も平成29年度も定点観測として参考にはなる。それぞれ毎年同時期にサンプルとしては100弱であるが、定量的に利用者の声を拾っている。また、指定管理者の評価なのか施設の評価なのかという部分については、事務局としてもあまり分けて考えていない。1つとしては、市の直営による運営に比べて良くなったと言えれば指定管理者の評価になる。例えば受付の対応が良くなった、気持ちの良い空間になった、施設が使いやすくなったといえれば指定管理になったことの評価である。どのように利用し、設備に満足しているかという部分については、どちらの評価になるのか難しいので、そのあたりは委員の皆様にご意見をいただきたい。

(深澤委員)市の指定管理者に対する、この業者を選んでよかったという評価、不満であるという評価がどこにも出てきていないと感じた。市民交流センターの評価は本音で実際の指定管理者の管理をする立場として行政に採点してもらった方がよいのではと思うが、委員としてはその評価に左右されずに指定管理者からの自己評価表を総合的に評価できればよいのではないかと。

(高橋委員)同じような立場で発言すると、市側の評価と指定管理者側が評価してほしい点異なる。市が評価する部分は、提案書に則しているかであるが、その点についても指定管理者はおそらく不満はあると思う。市が求めていることと、自分たちがやりたいことのギャップがある。指定管理を受けるからには、決まった指定管理料の中で色々と工夫して、自分達のやりたいことを入れ込んでいる。報告書を見ると、数字的な部分は市の項目にもあり、出していないといけない部分であるが、指定管理者側が市に評価してほしいのは、コーディネートしてきた実績や、イベント、交流やマッチングなどなかなか数字として書きにくい成果も評価してほしい。市民にとってもこういった取り組みが充実するのはすごく大切なことであるし、交流センターの中身自体もおそらく充実してくる。こちらが評価する時も、それらを汲み取れるような評価基準で、あるいは評価基準は一定であっても、ある程度幅を持たせた評価基準にしたい。

(深澤委員) 市民交流センターを利用する際、直感的に窓口の対応が良くなったと感じる。イスとテーブルの配置も少人数向けの席が増え、非常に使いやすくなった。指定管理者が提案して配置を変更しているのか知りたい。指定管理者がこういうことをやって成果を出せたという、アピールができる場を作った方がよいかと思う。市民交流センターと(株)パブリックサービスの立場の構図が紙に書かれている責任の所在ではなく、市民を迎え入れた際に、どちらが正面でフォローしていくかという管理運営面における二者の所在の位置づけがどこかで具体的に分かるとよい。非常に抽象的で難しい。市民交流センターにいる職員はどの人が(株)パブリックサービスの職員なのか。

(事務局)基本的に全員が(株)パブリックサービスの社員である。ただし、警備員と清掃員、プールのスタッフは所属が異なる。警備及び清掃は文化プラザホールと図書館の一体でベースのインフラは3施設で共有している。プールの監視業務は専門性が必要なので逗子スポーツクラブに再委託している。

(志村委員長)東京都文京区のスポーツ施設の指定管理者が利用者懇談会として意見を聞く場を設けており、その懇話会の委員長を担っている。利用者から色々なご意見をいただき、アンケートでも意見を伺っている。ハード面は区の責任で、ソフト面は指定管理者の責任であるが、意見として混ざってしまう。どちらの問題であるかという判断については第三者として委員会で客観的にみていく必要がある。アンケートを参考に丁寧に見ていきながら、(株)パブリックサービスの声も整理していければと思う。

(深澤委員)第2回の委員会に皆が集まるのか。

(事務局)第2回の委員会に指定管理者に出席してもらおう。ヒアリング形式で質問に対してその場で回答していただく。何もない中で質問をしても雑駁な議論になってしまうので、ベースとなる議論のテーマとして自己評価表を用意する。ただし、先ほど高

橋委員からご指摘いただいたとおり、この自己評価表(案)の項目は提案書の項目を用いているので、行政としては本来この柱で業務をしていると考えている。

(志村委員長)契約があるので基本業務はできていると思うので、むしろその他の項目をプラスアルファとして評価していけるとよい。

(高橋委員) 同じ施設の運営者としてそこをアピールさせてあげたい。横須賀市の指定管理者の評価項目に、この施設の目的「市民公益活動の促進」と1行書かれているが、指定管理者の役割としてはそれが一番大きい。なので、毎年事業報告では詳しく記載している。指定管理者に評価の記載は一律ではなく、アピールしたい点は多く書いてよいということをお伝えしたほうがいい。

(深澤委員)第2回委員会に指定管理者に来ていただくが、ヒアリングの前にあらかじめ委員が評価表案から得られる情報に対して、質問事項を考え、指定管理者に答えを用意しておいてもらうのはいかがか。

(事務局)資料4の裏面をご覧ください。今ご覧いただいている自己評価表を仮に確定したとして、9月20日頃には評価表に内容を確定し、指定管理者に送付し、2週間ほどしかないが、10月の上旬に提出してもらい、10月10日頃に委員の皆様を送付し、内容を見ていただき、不明な点があれば、質問票に記入していただくことを想定している。10月19日には、指定管理者にはあらかじめ質問の答えを用意してもらったうえで、説明をしてもらうという流れで考えている。

(深澤委員)賛成である。

(事務局)先ほど高橋委員のご指摘でいただいたアピール面の、指定管理者の独自性という部分では当初の自由提案にはどうしても縛られてしまうが、自己評価表の項目6の「市民協働について」や、7の「その他自由提案」で表現してもらおうと思うが、6、7の項目の配点が全体の130点満点分の15点であるので、比率としては小さいかもしれない。

(志村委員長)もしかしたら、項目の1(7)に「その他の取り組みについて」という項目があるが、大項目2~7にそれぞれ、「その他の取り組みについて」という項目を追加し、それぞれに関して自分たちが工夫した点を記載してもらおうとよいかもしれない。

(事務局)2~7それぞれの項目について「その他の取り組み」として独自の取り組みを書くことができる余地を用意する。バランスから、項目2が5点、項目3が5点、項目4が5点、項目5は他が10点なので同じ10点とし、項目6は5点、項目7は10点という配点でよろしいか。その他の取り組みの項目の中に、独自性や創意工夫をした部分のアピールができる余地をつくるというかたちで評価表を修正する。事務局で評価表を修正し、指定管理者に送付し、記入されたものを委員の皆様を送付するという流れになるがよろしいか。

(志村委員長)先ほどの利用者アンケートはどういった方法で配付しているのか。

(事務局)通常の利用票の配付時に、アンケート用紙を加えて配付していると思う。市の直営時代には、先ほど志村委員長がお話しされたような利用者懇談会を行っていたが、今は格上げされて、市民交流センターだけではなく、逗子市全体の市民協働の取り組みに対しての意見をいただくような場になったので、市民交流センターだけに対して意見をいただける機会はなくなった。

(志村委員長)そうすると、こういったアンケートのかたちでないと市民の声が届きにくい。現場の声としてはそこが満足度を示す大きな指標になると思う。それから、アンケートを書きたいと思う場合はクレームの場合が多いが、先ほども申し上げたように、そういったご意見に対してどのように対応したかを、アンケートの結果を織り込みながら評価表に記入してもらえばよいのではないか。

(事務局)事前に伝えておく。スケジュールについて、質問票を提出していただくタイミングだが、10月13日前後に電子データで送っていただくということではよろしいか。

(深澤委員)質問票のフォーマットは用意するか。

(事務局)様式があった方がよろしければ事務局で用意する。

(深澤委員)どこの部分を意識した質問であるか分かるようにするためにも、様式があった方がやりやすいかも知れない。

(事務局)こちらでフォーマット簡単なフレームを用意する。

(志村委員長)進めやすいように用意していただければと思う。

(深澤委員)細かい部分を聞きたい。交流センターの管理業務は(株)パブリックサービスで行うと伺ったが、いわゆる行政からの指示があり、評価を上にあげるルートからすると、市民協働部の下に(株)パブリックサービスがくつつくという流れになるか。市民交流センターはあくまで入れ物ということになるかと思う。なぜかと言うと、市民交流センターで収支の採算よりもむしろ市民活動が活性化していくことは重点としてはよいが、運営し続けるためには、多少なりとも利益を出していく必要があると考えた際に、収支の責任を(株)パブリックサービスに負わせることになるのかなと思う。それも一つの方法である。そうであれば、(株)パブリックサービスがやりやすいように経営環境を整えるのも市の役目である。と言うのは、収支決算書類を横に並べて平成27～29年度の3年度に渡って収支と支出を見たときに、なぜ平成28年度の収入支出が増えたにも関わらず、平成29年度に下がってしまったのかなど、もしも経営という面から見たときに、どこが責任をもってそれを改善にもっていくのかについて、責任分担がはっきりしない。

(事務局)はじめに説明するべきであった。市民交流センターは市民協働課の所属になるのかもしれないが、日々の運営は指定管理者に完全に任せている。収支の面では、一定の指定管理料を支払い、その中で上手く運営して益を出すのもよしとしてお願いしているが、現実にはほとんど儲からないような額しか出せていない。一つは第三セクターであるという性質もあるので、現実的な数字しかお渡しはしていない。平成28

年度に収入支出ともに上がり、平成 29 年度に下がったのは、平成 28 年度は地方創世の関連の特定財源が市に入ったので、事業の実施を多くお願いした。それがトモイク関連事業費で予算が 500 万ほどである。平成 29 年度はそれが無くなったので、収支ともに上がって下がった。なので、ベースの予算はあまり変わっていないが、平成 30 年度については、市の財政状況が悪化したため、閉館時間閉を早めてもらった部分については収入額が下がっているが、市民交流センターの箱の管理という意味では、ほとんど変わっていない。裁量という意味では、本当にごくわずかであるが、喫茶交流スペースに自動販売機がある。設置の許可は市がするが、収入については指定管理者の収入に入れてもらっている。それを今年度は、利用者に中高校生が多くいるので、カップラーメンの入った自販機を置いたら、月に 10 万円ほど収入が上がった。そういった取り組みで利用者の利便性も向上し、収入も増えるという努力の成果もある。また、小学校施設との間に「フェスティバルパーク」という中庭がある。この場所はなかなか市が活用しきれなかった場所であるが、指定管理者になってから、物販も含めて許可して、少し賑わいができるような工夫もしている。当然施設使用料も入る。そういった工夫がなされている。ただし指定管理料の算出は市が前年費で稼働率や人件費を見てお願いしている金額なので特別なことをやらない限りは儲からない。

(深澤委員) 毎年収支が 200 万円くらいの赤字になるが、このままでいいと市が判断するのか、もっと自由度を与えて、収入が増えるような策を考えられるようにするのかということが気持ちとしてはある。

(事務局) そういった意味ではどこにどういった自由度を与えるべきかというご意見もできたらいただきたい。そこは、なかなか行政の側から思いつかない部分である。

(深澤委員) 直接窓口で利用者に対面しているのは(株)パブリックサービスの強みである。そのように考えると、30 代の利用率が非常に低い。実際には 30 代の方があちこちで盛んに市民活動をしているのに、なぜ市民交流センターの利用率が低いのか。そういったことのアイディア出しが(株)パブリックサービスに権利として与えられるのかというようなことも含めて教えていただきたい。

(事務局) 公の施設として、一つ一つの用途は、料金も含めて条例で決まっているので、完全に自由になるとは限らないが、ただもしも必要であれば条例の部分も含めて、ここは変えていった方がよい、自由度を与えていった方がいいというご提案も含めてできれば今回、指定管理者の中間評価とは別に、市民交流センターをどのように運営していくべきかという意味での評価もしていただきたい。市議会で、2 階の展示スペースの稼働率が低すぎると指摘もいただいている、実際 1 階の展示スペースについては毎月稼働率が 8 割とかなり高い。2 階の展示スペースは人通りも多くないことから稼働率が低い。ただ、条例で展示スペースとしての使用を設定したからには、変えるわけにもいかないもので、そういった意味では今回この委員会で評価していただき、指定管理者から現在の状況を聞き取っていく中で、さらに市民活動や生涯学習活動が活

発になり、もっと違う活用の仕方ができるのであれば条例を変えることも視野に入れなければいけないと考えている。

(深澤委員)提案だが、2階の展示スペースはサイズとしてカフェにするには非常によいサイズである。現状で飲み物は1階の自販機まで買いに行き、飲む場所も限られている。そういったことを考えると、現在の2階の展示スペースに、例えばドリップ式の自動販売機を設置するなどの工夫を考えることが(株)パブリックサービスに与えられているとよいと思う。

(事務局)その質問を指定管理者にしていればよいのかと思う。

(深澤委員)以前に60‘Sでカフェを計画した時に、市民交流センターの建物は1階の交流スペースを除いて飲食ができないので、カフェの構想は諦めた。次の改善点をどこかで出せる機会があればよいと思う。

(事務局)市の直営管理の際は喫茶交流スペースのみ飲食ができ、他は水分補給だけだったのを、指定管理者にしてから、会議室での飲食も許可した。快適度を上げるために、どこまで規定を緩めるかの判断は難しい部分ではある。

(志村委員長)指定管理者の業務評価と考えたとき、柔軟な対応ができていて評価するというのもよいが、発注者として市とこういう契約をしているから、最低限やらなければいけない仕事を行ったという評価と、一方で市民目線のニーズに対してどのように回答したかという評価もあり、議員からのニーズもあり、それにどのように答えるかという点もある。評価と言うよりも、ニーズの枠が色々あるように思う。それらをまとめて評価してよいのか、まずは最低限のことを抑えているか評価したうえで、プラスアルファとしてここまでやってくれているという評価にしないと、苦しくなると思う。やるべきことと、やってほしいこと、やってもいいことを整理する必要があるのではないか。ベースの部分とプラスの部分、さらにこれから挑戦していくことの軸をきちんと用意しないと、どこまでどのように書くべきかが分からなくなってしまうので、あまり指定管理者が辛くならないように配慮する必要がある。

(事務局)議会で出たような声というのは、今の指定管理者が考えるものではなくて、市が考えるべきことであるので、そこは今回の評価とは別であると考えている。やってとお願いしていることがきちんとできているかがまずベースで、あるいはやりたいと言ったことが、言ったとおりにできているかの2つの評価をしている中で、でもやはりこの社会環境の中でこちらがやれといったことで、そもそも無理があるなど、こうやった方がもっと良くなるというのは、そのベースの評価をした後の部分である。後の部分に関しては、そもそも次の指定管理のフレームをつくるにあたって、後の部分を参考にする。もちろん今の指定管理者には、誰も使わないかもしれないけれど、展示コーナーの稼働率を上げてほしいとしか言えない。これだけやっても限界であれば、次の指定管理期間の中でどうにかたちであれば可能か、提案をしてもらうべきなのか、あるいは提案をするまでもなく市として判断し、土壌を用意してどういうこ

とができるかを委員長がおっしゃるように切り分けるべきであろうかと思う。今回はまず業務が、市が決めたまたは提案した内容ができていないかがまずベースになる。ただし、提案の時期から4年経っているのも、変化を一定捉えたうえで、次の指定管理の仕様に何らかの変化を必要とするアイデアをいただきたいというのが事務局のプラスアルファの部分である。

(志村委員長) そのアイデアの部分は実は指定管理者が気づいている部分であると思うので、どんどん次から出てくるのではないかと思う。先ほどのカップラーメンの事例というのは、自己評価表の中の、項目1「管理業務の基本」(6)収支予算書に対しての取り組みに記載するか、あるいは(7)その他の項目に入るかもしれない。

(高橋委員) 評価表の中で、評価表が次の指定管理者を選ぶときのベースになると思うのだが、評価表を見ていったときに、項目6「市民協働について」の部分はあまり配点が高くない。これはこれで仕方がないと思うが、夢はいくらでも語れるので、大風呂敷を広げた部分にどこまで配点するのかという議論はあるかと思うが、自分で評価表を作るとしたら、次の何年でこういうことやりたいということを書く。例えば、資料7の報告書の1に「事業の総括」という項目があり、年度ごとに書かれている。これはすごくよいことであるし、あまり見たことがないので、このようにステップアップしていくやり方は、面白いと感じた。一方の資料7④提案書の項目6に「地域協働型社会へ」(P.42)という、正直よくあるパターン矢印を使った図が使われているが、恐らくこれは、全ての市民協働の全体がこのように上に上がっていくのは分かるが、もっと自分たちであったら、この4年間でこのように持っていきたいというビジョンの元にやっていくのだということが出せるような提案書であり、その提案書を出すためには、その基になる基本の部分というところに個人的にはもっと視点があってもよいのではないかと少し感じた。

(深澤委員) 平成27年度からの3年間の収支の推移の記述がないなと感じた。単年度はよいが。今回、中間評価をするにあたって、3年間の中で、3年を一区切りとしたPDCAの自己評価を入れると分かりやすい。

(事務局) 収支の3年分について言えば、評価表の収支予算の部分に単年度ではなく、書いてもらうことになるかと思う。先ほど毎年200万円の赤字という話が出たが、これは単年度ごとに見ると、毎月のモニタリングで話をしている中では、結局一般管理費が出ていないので、赤字と見えてしまう。実額は指定管理料であるが、(株)パブリックサービス本体の総務の費用が出ていないので、やれない訳ではないが、会社としてはメリットがないという説明になる。本体の経営に直接影響を与えている訳ではないが、ただ指定管理料としては少し足りないというような整理をしている。第3セクターであるとはいえ、補助を出していないので、市で出している他の委託や、独自の事業や給与等で穴埋めしているのが現実である。

(志村委員長) 例えば来年度民間に開放して、公募しても現状維持しろということであ

れば、民間業者は募集しないかもしれない。

(事務局)現在の指定管理料でこの仕事はできないという場合もある。

(志村委員長)そういった意味では、市としてそれでよいのか、市民としてそれでよいのか、もう少し楽しく盛り上げてほしいという風になるのか、民間が入って自由度が高まる方がよいのか、市民も含めた市全体の施策を、この委員会の結果を踏まえて議論や意見交換の場があってもよいかもしれない。指定管理はちょうど全国的に動き出して3期目、4期目になってきている自治体も多い中で、現実的には様々な事情が見えてきていて、果たして健全なのかということに色々な人が色々な意見を持っている気がする。逗子市も財政状況が大変な中で、例えば税金や利用料を払ったりしながら、良いものを求めていくのか、あるいは、不要論なのか意見交換をしながら、良いものを求めていくというクレバーな議論が逗子市はできる市民の皆さんであると思う。

そういう機会があってもよいかもしれない。

(深澤委員)先で、随意契約で次回もパブリックサービスにお願いした方が施策効率も上がるだろうと思う。一から始めると両方にロスが出るので。随意契約が好ましいと思うものの、市民から見ると、随意契約のデメリットもあるかと思う。何かそこに緊張感を入れたというようなことをどこかで書かせてあげられるような内容がよいのではないかと思う。もう一つは、市から直接(株)パブリックサービスに業務委託するような姿であるのだが、個人情報の管理や、非常時の業務継続の対応などについてどこにも書かれていない。以前は市がそういったことを決めているのでそれに準ずるといふ説明を受けた。それはそれでもよいかと思うが、直接収支の責任や、意欲まで持たせようとする、管理の責任からすれば、この2つの項目を要求項目として入れる必要があると感じる。

(事務局)そういった意味では、厳密な意味でのBCP(事業継続計画)はないかもしれない。市民交流センターは避難所に指定されているので、避難所になれば行政が全部の施設を使い切るのでシンプルになる。そうではなく、避難所にはならないが、業務の一部を縮小しなければならない時が、業務を一定継続するというのが難しい。3.11のときのように、全館避難所になれば市の管理となるが、一部は避難所で一部は通常営業してよいとなる中途半端な場合をしっかりと決めておかないといけない。改めて確認する必要がある。現在は、指定管理者に災害対応まで求めているわけではない。学校と一体となって避難所として運営する。協定書は途中で結んでおり、協力を求めるが、実際何をやってもらうのかということまでは協議していない。この点は、確認して次回報告できるように整理をする。

(志村委員長)：中間の評価と、次の指定に向けてということで、先を見据えたどんな議論が必要かということは大事な議論である。

(事務局)次回第2回は10月19日(金)午前9時から市民交流センターで開催する。

以上